

児童虐待家族支援の行方

—多様な家庭のあり方を求めて—

岸 穂 乃 花

目次

はじめに

1. 児童虐待とは
 - 1.1 児童虐待の定義・種類
 - 1.2 虐待家庭を取り巻く環境

2. 子ども保護の歩みと現状
 - 2.1 アメリカの歩み
 - 2.2 日本の歩み
 - 2.3 日本が進むべき道
 - 2.3.1 アメリカと日本の現状
 - 2.3.2 柔軟で多様な解決策

3. 虐待対策・支援体制
 - 3.1 アメリカの子ども保護
 - 3.1.1 アメリカの法制度
 - 3.1.2 アメリカの虐待予防プログラム
 - 3.2 日本の子ども保護
 - 3.2.1 日本の法制度
 - 3.2.2 民間による虐待支援
 - 3.3 両国の子ども保護のあり方から
 - 3.3.1 強制力のアメリカ、寄り添う日本
 - 3.3.2 里親制度と養子縁組

4. 「安定した家庭」を求めて
 - 4.1 家族再統合の実情と予防の必要性
 - 4.2 「家庭」の多様性

おわりに

参考・引用文献

はじめに

私たちの周りには動物虐待、配偶者虐待、高齢者虐待など様々な「虐待」が存在する。その中の一つに「児童虐待」が存在する。近年、実の親が子どもを死なせてしまうという痛ましい事件が多発している。愛されるために生まれてきたはずの子供が、親や周りの大人から傷つけられ、心や体に大きな傷を追い、最悪の場合には死に至ってしまうのが「児童虐待」である。傷つく子供たちを救う方法はないのかと調べるうちに「家族再統合」の考えを知った。それは言葉の通り、一度壊れてしまった家族を再びつなぎ合わせる取り組みである。家族が元に戻るなんて魅力的な取り組みだと感じた。しかし一度壊れた家族を元に戻すのは容易なことではないこと、そして元に戻すことで再び虐待が行われてしまう事態が存在することも知った。複雑な「児童虐待」の世界をもっと知り、自分や社会が子どもたちにできることを考えたいと思い今回このテーマを設定した。

本論文は先行研究などを元に「家族再統合」とは傷ついた子ども達にとって必要なことなのか、そして子ども達を救うために本当に大切なことは何か、について言及することを目的とする。まず1章では児童虐待とはそもそも何か、そして虐待が起こってしまう親子についてまとめる。続く2章では日本の比較対象としてアメリカを取り上げ、両国の児童虐待の歩みを概観する。3章では再びアメリカを取り上げその虐待対応や考え方を日本と比較する。それらを踏まえ4章では「家族再統合」の必要性を考え、これからの支援はどうあるべきかに言及する。

1. 児童虐待とは

1. 1 児童虐待の定義、種類

2000年に制定された「児童虐待の防止に関する法律」の中で児童虐待とは保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう）に対して行われることを指す。虐待の種類は厚生労働省により4つに分類定義されている¹。

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト
- ④心理的虐待

の4つである。以下ではそれぞれについて詳しく説明する。

身体的虐待とは、殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れ

¹厚生労働省『児童虐待の定義と現状』

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

させる、首を絞める、縄などにより一室に拘束するなどのことを指す。

性的虐待とは子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触らせるまたは触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなどのことを指す。

ネグレクトとは家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れていかないなどのことを指す。

心理的虐待とは言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別扱い、子どもの前目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス）などのことを指す。

しかし定義に示されている例はほんの一部に過ぎず、実際の虐待とはケースごとに状況は異なり、特に身体的虐待においては躰との線引きが難しく、どこまでが躰でどこからが虐待なのかを定義することは容易なことではない。また、心理的虐待においては見た目ではわかることは少なく、外部の人間が発見することはとても難しい。性的虐待は子どもから事実を話したがるケースも多く見られ、総じて児童虐待とは家庭という外部の人間がなかなか踏み込めない閉じられた空間での出来事であり発見すること、全貌を理解することは困難を極め、定義付けることはとても難しい問題なのである。

1. 2 虐待家庭を取り巻く環境

貧困と虐待

前節の定義にも示したように児童虐待とは子どもとその親を中心とした保護者の間に起こる問題である。虐待の加害者として最も多いのは母親であり（平成26年度の日本では実母52.4%、実父34.5%、実父以外の父6.3%、実母以外の母0.8%、その他6.1%²）虐待の半分以上は実の母親が子どもに対して行なっているのである。

さらに虐待が起こりやすい家庭には特徴が存在する。児童虐待が認められた家庭のうち31.8%がひとり親家庭である。さらに虐待が起こる家庭の家庭状況として経済的困難を抱えている家庭は30.8%にも昇る³。さらにアメリカの調査でも子ども1000人あたりの虐待被害者数は世帯収入が15,000ドル以下と30,000ドル以上ではすべての種類の虐待においても6倍以上人数に開きがあることが報告されている。つまり虐待と貧困は大きな関連があるのだ。貧困と虐待の関係については多くの人が言及している。ここでいくつか紹介する。「まず、貧困な生活状況のもとでは、親は、失業、大勢が暮らす古びた家、お金、食べ物、気晴らしや希望のなさなど、虐待につながるようなストレスフルな経験をすることが多い。しかも貧困な人はそのようなストレスから逃れるための方法をほとんど持たない。そのため、子どもたちが示すちょっとした失敗やいらいらする行動からでも、虐待が引き起こされやすくなる。」（ペルトン1981）「貧困コミュニティでは若者の就業機会が少ないので、安

² 厚生労働省『平成26年児童相談所における児童虐待相談対応件数の内訳』

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/0000108127.pdf>

³ 東京都福祉保健局，2005，『児童虐待の実態Ⅱ』

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/index.files/hakusho2.pdf#search=%27東京と福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」2005%27>

定した家庭生活を作り上げることが難しくなる。きちんとした職につける男性が少ないために、結婚せずに未婚のまま子どもを生む女性が多くなる。」(ウィリアム・J・ウィルソン 1999)「仕事にしろ学業にしろ、自分の将来に希望をもてない女性は、子どもは絶対に欲しくないとまでは思わないので、積極的に避妊に努めない傾向がある。予想外に子どもができてしまっても、子をもつことによって失うものは小さいから、生むという決断をしやすくなる。将来社会的に上昇できると考えられない女性にとって、子どもをもつということは彼女が一人前の女性であるということを示すシンボルにもなる。

こうした理由で、多くの貧困女性が、結婚の見込みもないままに男性と性交渉を持ち、子どもを産み、一人で育てることになるのだ」(ケネス・K・クラーク 1994) このように貧困であることはひとり親になる可能性も高く、そして十分な心の準備と経済的基盤がないためうまく子育てを行うことができず児童虐待が起こる危険性も高まるのである。

虐待する親

虐待が行われる危険性が高いのは母親一人の貧困家庭であることは先ほど述べた。言い換えれば子育てにおいて頼るものが少ない親たちといっても良いだろう。つまり子育てにおいて孤立してしまい相談する相手が近くにおらず、不安や悩み事を一人で抱え込んでしまうということも母親にとっては大きなストレスとなり、虐待に向かう原因となってしまうのである。しかしそれは一人親に限ったことではない。子育てに孤立感を感じることもあるか、という質問に対し母親の約7割は感じたことがあると答えている⁴。ひとり親が孤独感を抱えやすいのはもちろんだが、両親が揃っている家庭においても現代社会では育児における孤独感が増していることがわかる。

虐待者自身がかつて被害者であったというケースも少なくない。様々な暴力の中で育てた彼らにとって、困難時の対処法が暴力になってしまうのである。そして幼い頃親からの無条件な愛を注がれず育てた彼らは、他人と愛着関係を形成するのが苦手で自分の子供に対してどう愛情を表現したらいいのかわからなくなってしまっているのである。

虐待加害者になる親の多くは決して生まれ持って異常な人間なのではない。ごく普通に育てた人間でも育児という今まで経験したことのないものに直面し、混乱し不安を抱えることは当然である。その中で頼る相手がいなかったり経済的不安を抱えていたり問題解決の方法を知らなかったり、様々な問題を抱えてしまうことによって彼らは虐待へと向かってしまうのである。

虐待を受ける子ども

虐待をする親が特別でないのと同様に、虐待を受ける子供もまた決して特別なわけではない。虐待を受ける子どもの中には多胎児や未熟児として生まれた子どもが多く見られる。多胎児に関しては同時に何人もの子どもを育てなければならないストレスを親が抱えてし

⁴ 財団法人こども未来財団『平成18年度 子育てに関する意識調査報告書』

まうと同時に、同じ年、同じ日に生まれたにも関わらず発育発達速度の遅い子供に対してストレスを感じてしまうのである。未熟児として生まれた子どもは生を受けた瞬間から親との分離を余儀なくされる。つまり出生直後に形成される母と子の絆が生まれにくいのである。

また、「育てにくい子ども」も虐待を誘発すると言われている。夜泣きが激しい子どもや、トイレトレーニングがなかなかうまくいかない、なんとなく体重が増えないなど日常的な育てにくさに親はストレスを感じる。またこれらの問題はともすると親の育て方のせいだと言われかねない。他人からの「ダメな親」というレッテルを貼られることへの不安感や言うことを聞いてくれない子どもへのイライラが虐待を誘発してしまうのである。

このように、虐待というのは一つの原因によって引き起こされるものではない。社会的な要因や親の過去、子どもの発達スピードや他者からの視線、様々な問題が複雑に少しずつ積み重なった結果起こってしまう問題なのである。そのために虐待を減らし、防止するための虐待対策や家庭への支援は様々な角度から多角的に行わなければならないのだ。ではその多角的な支援とはどのようなものなのか。2章以降では様々な角度から今後の日本のあり方について考察していく。

2 子ども保護の歩みと現状

「ヘンリー・ケンプが書いた「被虐待児症候群」の論文をきっかけに世界に先駆けて児童虐待が社会問題として取り上げられたのがアメリカである。」(池谷 2009) 一方日本において児童虐待が社会問題として注目を浴び出したのは平成に入ってからのことだ。この現状を踏まえ、子ども保護、児童虐待防止に対して40年以上も様々な取り組みを続け、世界でも類を見ないほどの数の虐待が現在も起き続けているアメリカと日本を比較することは今後の日本の進むべき道を考える上で重要なプロセスであろう。池谷(2009)は1962年のヘンリー・ケンプの論文とともに1960年代に始まった文化的・個人的・性的な価値観の大幅な変化が「家族」を揺るがし、児童虐待が社会問題になった大きな要因でもあると述べている。1節ではその大変革が起きた1960年代のずっと前、アメリカがイギリスの植民地であった時代からの社会的背景とともに子ども保護の歴史をたどり現在の状況を把握していきたい。2節では同じく日本の子ども保護の歴史を辿っていく。3節では2カ国間の違いから今後の日本について考えたい。

2. 1 アメリカの歩み

植民地時代から18世紀まで

子ども保護のスタートは一体どこにあるのだろうか。「アメリカではイギリスの植民地時代より、長らくの間イギリスの救貧法であるエリザベス救貧法に倣った救貧政策がとられていた」(池谷 2009)。この救貧法こそアメリカの児童福祉政策のスタートである。この救

貧法とは院外救済、徒弟制度を含む年季奉公が主なものであった。院外救済とは自らの家に留まりつつ資金を与えられる制度である。支給額は決して多くはないが、生きていくのには十分であったため多くの子どもが救われた。年季奉公とは衣食住を得る代わりにタダで働くことを指し、その中で親方と徒弟の関係を持つものを徒弟制度という。ただここで注意しなければならないのはこの救貧法で保護された子どもたちは必ずしも虐待を受けた子どもに限らないということである。ジョン・E・B・マイヤーズは著書で「私たちの歴史のほとんどの部分で、貧しい子どもたちとマルトリートメントを受けた子どもたちをはっきり区別することはできない。『保護の必要な子ども』という言葉は両方の子どもたちに適用されるし、院外救済、徒弟制度、年季奉公という救貧法の救済策は貧民の子どもにも、ネグレクトや虐待を受けた子どもにも適用される。貧困と虐待が社会政策や法において明確に区別されるようになったのは 20 世紀の第 3 四半期になってからである。今日でも貧困と虐待が重なり合っているために、その区別は曖昧である」と述べている。

1700 年代

植民地支配の影響をそのまま受けていたアメリカは「啓蒙思想」の浸透によりその思想を変化させていく。池谷はこの「啓蒙思想」の浸透により人間とはいくらでも自らを改良できる存在であるとされるに至ったと述べている。するとそれまで貧しいことは神様が決めた運命だとされ無条件に保護、救済されていた貧民の存在意義が揺らぎ、貧民は社会から排除されるようになった。

社会の思想が大きく変化する中、アメリカでは初めての児童保護機関が成立する。私立の孤児院が 1727 年ニューオリンズと 1738 年ジョージア州サバンナに設立した。当時まだ子どもに限定した公的な施設が存在しないなか、この 2 つの施設は私立ではあるもののアメリカ独立戦争前の唯一の児童保護機関であったと言われている。

1800 年代

1850 年代までにアメリカにおける産業革命は最高潮に達した。「産業は、大量の、低賃金で、非熟練あるいは多少の熟練度しかない労働者を求めた。」(マイヤーズ 2011) 産業革命はそれまでの徒弟制度を崩壊させ、多くの子供が危険な場所で、安い給料で、長時間の労働を強要されるようになった。この時代、裕福な家庭は私立の学校へ子どもを入学させるようになり、貧しい子供は教育を受ける時間もなく働かされ、徐々に貧富の差は増大していった。そんな中、1853 年その後のアメリカの子供福祉の方向をつけるニューヨーク子ども援助協会 (NYCAS) が設立する。この NYCAS の最も大きな功績は子どもたちの家庭委託制度を大きく前進させたことである。それまでの徒弟制度や年季奉公人のような年数が決まったものではなく、養子縁組を目的とし多くの子供を孤児列車でニューヨークから西部へ送り新しい家庭に引き取ってもらうことに成功したのである。この孤児列車は 1929 年まで続き多くの子どもを救った。アメリカで現在も里親制度が充実する土台はすでに 1800 年代に出来上がっていたことになる。

そしてもう一つこの時代の大きな進歩としては、アメリカで初めて組織的な子ども保護活動が始まったことである。1875 年にニューヨーク子供虐待防止協会が設立されたのである。この年から 1920 年代までに多くの子ども保護協会が設立したが、民間の資金による団

体がほとんどで政府が関わってくるのは20世紀半ばからのことになる。

多くの保護協会が設立する中で子供保護へのアプローチの仕方が変化し始めたのもこの時代である。それまで問題のある親から子供を引き離すことが何より大事であると考えられていた子ども保護だが、親子を分離することなく話し合いやケアにより解決するソーシャルワーク・アプローチという考え方が広まりその考えは1940年代までに子ども保護の中心をなすようになる。

1900年代前半

1900年代に入るとそれまで民間機関が担っていた福祉サービスを政府が担うことを求める動きが活発化した。州福祉局の中に子ども福祉課を設置したり、福祉ワーカーの増加も推進した。しかし第一次世界大戦や1929年の大恐慌、そして第二次世界大戦は世間や政府の関心を子ども保護から遠ざけてしまった。そんな1900年代前半はアメリカにとって激動の時代であったが、子ども福祉という観点だけで見れば世間の関心は薄く大きな前進を見せない時代であったと言える。

1950年代

第二次世界大戦により不況を脱したこの時代の大きな変化は①テレビの台頭②ビート族と呼ばれる反体制運動をする若者の登場③女性用避妊具の開発の3つが挙げられる。特に虐待に関わる大きな問題は③の女性用避妊具の開発である。この後の時代においてアメリカは「自由」であることを追求していく。池谷は女性用避妊具の普及は性行為と生殖行為を事実上分離したと述べている。つまり生行為に関しても自由度が増したのである。女性用避妊具の開発は未婚の母が増えていくきっかけを作ったと言っても過言ではないだろう。

1960年代以降

アメリカでのベビーブーム第一世代が大学に進学し、若者が溢れていたこの時代、多くの学生は学内での勉強ではなく学外での反戦運動や公民権運動に心を奪われていた。この時代の若者はヒッピーと呼ばれ、時代は「窮屈なものからルーズなものへ、締め付けからフリーなものを好まれる時代となった。」(池谷2009)。先にも述べたようにその中で大きな変革として性革命が起きた。中絶が合法化したこと、避妊具が充実したことにより若者にとっての性行為が結婚や出産と直接結びつかなくなっていく。そして性に対して「自由」な空気が漂うアメリカで若者はスリルや刺激をセックス以外で求めるようになった結果、暴力による犯罪は増加し、ドラッグ使用者は急増した。

池谷は「1960年代はまさに若者たちによって既存の道德観念・良識・権威が捨て去られた時代と言っても過言ではない。」と述べている。時代とともに考え方や生き方が変化することを否定するつもりは毛頭ないが、この時代の人々は個人の責任には目を向けず、制限のない個人の自由や欲求を尊重する自己中心的な個人主義を蔓延させてしまったことは間違いなく、この変化こそその後のアメリカ社会の強烈なまでの個人主義や大人の自己中心的な行動に子供が巻き込まれていく土台を作ってしまったといえよう。

人々の考え方が大きく変化する中で子ども保護の歴史もこの時代に大きく変化する。1962年にヘンリー・ケンプが「被殴打児症候群」という論文を発表した。彼はこの論文で

今まで病院で発見されていた多くの身体的虐待ケースから見られる子どもたちの症状に名前をつけたのである。この論文は世間に衝撃を与え子ども虐待、ネグレクトに大きな関心と呼び覚ます役割を果たし、同年に社会保障法の子ども福祉条項は改正され、翌年には通告法が初めて制定された。1974年にはウォルター・モンデール上院議員が子ども保護に関する初めての連邦法「児童虐待及び処遇に関する法律（CAPTA）」を成立させた。この法律はその後6回の改正を重ね、現在でもアメリカ連邦において最も重要な位置を占めている法律である。CAPTAについての詳しい内容は他の連邦法とともに次章で述べることとする。

2. 2 日本の歩み

1933年児童虐待防止法までの日本

では一方で日本における子ども保護のスタートは一体どこにあるのか。初めて虐待というものに目を向け、子どもを守ろうとした法律が立法されたのは1933年の児童虐待防止法である。しかし日本において子どもを保護しようとする動きは明治期から始まっていた。「子ども虐待が日本で初めて社会問題化したのは、新聞報道が1900年に横浜で興行師が幼い幼女を折檻、虎の檻に投げ入れ瀕死の重傷を負わせた事件を取り上げたことをきっかけとした。」（友川 2001）この事件をきっかけとして児童虐待防止協会が設立され、その後の1933年の児童虐待防止法につながっていく。1933年の児童虐待防止法設立までの日本の子供保護に関する動きは前節のアメリカ同様、虐待児童へ対して行われるというよりは貧困層や生活に苦しむ子供達に向けられたものであった。主なものとして1911年に制定された工場法があげられる。これは幼年・女子労働者を長時間労働、深夜労働などの過酷な労働から保護する法律である。この時代の日本は明治維新から44年という時間が経ち、日清、日露戦争での勝利を経て世界の中での地位を向上させていた。欧米と対等に渡り合うべく近代化を急激に推し進めていた時代であり、急速に工業が発展していた時代でもある。戦争に向かえない女子や幼い子どもの多くは工場で働かなければならなかった。その女子や幼子を守るための法律が工場法である。

現在の日本における虐待対応に必要な不可欠である児童相談所の先駆けとなった児童教養相談所が設立されたのもこの時代である。1915年に日本児童学会が初めて設立し、1919年には公立で初めて大阪市立児童相談所が設立された。

その後、第一次世界大戦を経て1929年には救護法が生まれた。これは総合的な救貧政策である。生活扶助や医療などに加えて、養老院や孤児院、病院に入所しての保護が規定された。第一次世界大戦という日本において初めての世界中を巻き込んだ戦争の結果として戦争孤児が生まれてしまっていたこと、そして1918年に起きた米騒動により日本における貧困が大きな問題となりつつあったことが救護法制定の社会的要因となっている。

1933年から1950年

前にも述べたように日本で初めて虐待そのものにフォーカスを当てた法は1933年に制定された「児童虐待防止法」である。この時代の日本は1929年にアメリカで起きた世界恐慌のあおりを受け、失業者が増加していた。さらには1931年に北海道や東北で起きた凶作により社会状況は最悪であった。それに伴って貧困が蔓延し、欠食児童の増加や人身売買、

子供の遺棄や貰い子殺しなど子供に関する問題が急速に増加していた。そのため子供保護が国の急務となっていたのである。

その後の日本では第二次世界大戦に敗れ社会が混乱する中、戦争孤児や浮浪児が爆発的に増加した。その結果子供をただ保護したり虐待を防止するのではなく、子どもの福祉全般を規定した「児童福祉法」が1947年に成立する。この「児童福祉法」の中に虐待防止が明記されており、1933年に制定された「児童虐待防止法」は廃止された。この児童福祉法が設立されたことにより各都道府県に児童相談所が設置されることになった。「児童相談所そのものは、相談・鑑別機関としての位置付けであったが、第17条に一時保護施設の併設、第32条に措置権限の委任規定があり、当時から相談・判定、一時保護、措置の3機能を一体的に実施する行政機関としての位置付けがなされていた。」(柏女 1997)つまり、当時の児童相談所はすでに現在の児童相談所の役割とほぼ同じものを担っていたのである。

1950年以降

1950年代から60年代は高度経済成長期である。工業化とともに人口の都市部への集中が始まった。それに伴い核家族化は進行し、地縁や血縁というものが希薄化していった。さらに経済的な豊かさが広がる一方で、貧富の差や失業などの問題も広がり始めた時代である。「子どもの生活環境に焦点を当てると、遊びなどの時間、空間、仲間、つまり『三間の喪失』の問題が大きくクローズアップされた。」(山野・武田 2015)とも言われている。さらには女性の社会進出が始まり家庭内の環境が大きく変化した時代でもある。

子ども福祉の領域で次に大きな変化が起こったのは1989年に国連で採択された「子どもの権利条約」である。日本がこれに批准したのは1994年のことであった。この条約には子ども虐待・ネグレクト・搾取からの保護や性的搾取・虐待からの保護などが明記されており、国際条約でこのようなことが明記されたことは画期的なことであった。それまでは子供の権利は親によって守られるべきであるとされていたが、この条約によって子どもの権利は子どもが主体的に守り、行使するものだという考えが世界中に広まった。日本においてもこの条約が2000年に成立した「児童虐待防止等に関する法律(児童虐待防止法)」に影響を与えた(以下児童虐待防止法とする)。児童虐待防止法の内容については次章で詳しく述べることにするが、この法律は改正を重ね現在でも日本の虐待対応のベースとなっている。

2. 3 日本の進むべき道

2. 3. 1 アメリカと日本の現状

まず、虐待の件数を見てみる。アメリカの2011年の統計によると、全米で620万人の子どもたちに関する340万件の虐待の通告がなされており、そのうち正式に受理されたのが200万件、虐待の可能性ありと判断された子どもの数は約68万人である。この数は日本に比べて圧倒的である。日本の2011年の件数は約6万件である。アメリカと日本の人口比が2対1であると考えても、その数が異常であることは明白である。さらにアメリカの2011年の虐待死者数は1年間で1570人にもものぼり、平均すると毎日4人以上の子供が虐待によって命を落としている計算になる。

虐待の件数に関連して、アメリカの虐待報告件数がここまで異常に多いのには理由がある。アメリカの特徴でもある「通告法」の存在である。日本にも医療関係者等には通報義務が存在する。しかしアメリカの通告法の通報義務者の幅は広く、さらには罰則も設けられている。そのため通報ばかりが増えてしまい本当に虐待ではないケースも多く報告されているのが現状である。罰則を設けることにより早期発見が可能になるという利点はもちろんだが、本当に危険なケースが埋もれてしまう危険性も孕んでこの法律は、虐待問題の処理を一手に担っている児童相談所がその対応ケースの多さに悲鳴をあげている今、無条件に日本が取り入れるべきだとは言えない。

次に虐待の形態の差を見ていく。アメリカで最も多いのはネグレクトであり約 7 割を占める。次いで身体的虐待、性的虐待、心理的虐待と続く。一方の日本は最も多い形態が身体的虐待で約 4 割、続いてネグレクトと心理的虐待が 3 割を占め、残りが性的虐待である。この差は一目瞭然である。第 1 節でも述べたように、アメリカには 1960 年代から「自由」や「個人」という存在を求める風潮がある。その中で、子どもは産んだが、子どもではなく自分のしたいことや自分の自由にはばかり関心が向けられ、子育てに対して無関心な大人が増えてしまったことが圧倒的にネグレクト数が多いという状況を多く生んでしまっているのだろう。

2.3.2 柔軟で多様な解決策

第 1 節でアメリカを、第 2 節で日本の児童福祉の歩みをそれぞれ辿ってきた。辿る中で見えてきたのは日本の歩みには紆余曲折が少ないことだ。もちろん法律を制定・改正するにあたって、様々な場面で多くの人々が尽力したことは間違いない。しかし日本という国は福祉国家としての歴史があまりにも浅いように感じる。アメリカの現状を見るとアメリカが歩んできた道が決して正解だったとは言えない。しかしながら日本との大きな違いは方向を大きく変えながら歩んできたという点である。アメリカにおいては、植民地時代から良くない親から子どもは離れるべきだとされ、親子分離を推し進めていた。しかし 1700 年代からは話し合いやケアにより解決し、親子を分離させない方法を推し進めるようになった。そしてまた現在は再統合を目指しつつ親子再統合に固執せず、子供が安心して暮らせる場所の提供を目指そうとしている。一方の日本のあり方は一本調子である。家族の分離はできるだけせず、血縁親子を保持しつつケアしようとする方向を全く変えようとしていないのである。児童相談所に関しても 1947 年の「児童福祉法」の時代から仕事量は増加しているもののその役割は大きく変化していない。親子や家族、血縁というものに対して重んじる日本にとって里親がなかなか浸透しづらいのは理解できる。しかしながら国として現状を見たときに年々虐待が増えている状況で、大きく方向も変えずに対応しているのはいかなるものであろうか。必ずしも親子分離や里親制度が良いと言っているわけではない。日本がすべきことは、対応のあり方としてもっと選択肢の幅を広げ、型にはまったケース対応ではなく、ひとつひとつのケースに寄り添った支援が行えるようにすること、そして選択肢の幅を広げると同時に対応する機関を児童相談所に一極集中せず、他の機関が担えるようにすることで児童相談所の負担を軽減させることではないだろうか。

3. 虐待対策、支援体制

2章ではアメリカと日本の子ども保護の歩みについて比較した。本章ではそれぞれの国でどのような法律が制定され子ども保護を支えてきたのか、そして現在ではどのような支援が児童虐待家族に対してのアプローチとして活用されているのか、問題点も浮き彫りにさせつつ比較していく。

3.1 アメリカの子ども保護

3.1.1 アメリカの法制度

「児童虐待防止及び処遇に関する法律（CAPTA）」

前章で述べたように「児童虐待及び処遇に関する法律（CAPTA）」（以下 CAPTA）は州や郡などの地域的なものではなく、アメリカ連邦全体として統一された初めての子ども保護に関する法律である。「本法律の最大の目的は、児童虐待及びネグレクトに関する全米センターを設置し、児童保護の調査及びプログラムに関する情報を普及・発展させるための情報センターの役割を担わせることである。」（池谷 2009）そして各州への補助金支給のためには各州がこの連邦法に沿うことを求めた。つまり、今まで州ごとにバラバラになってしまっていた防止政策を画一化し充実させること、そして州ごとの情報を連邦が集約しその後の研究や対策に生かすことを目標としていたのである。

連邦が積極的に関与していくことにより虐待問題に対して多額の資金や人間を投下できるようになった。しかし決して良い側面ばかりではないこともここで述べておく。「防止法制度の拡充により虐待の通報件数が劇的に増加し続けたのである。その結果里子の数も急激に増加した」（池谷 2009）のである。この状況は現代も続く子ども保護に関する大きな問題として挙げられる保護に関わる人々の過労やバーンアウトを引き起こすことになっていく。

「1980年養子縁組支援及び子ども福祉法」

危険な親から子どもを分離することをよしとしていたそれまでの時代の流れの結果、里子の数は膨れ上がってしまった。それに伴い、里親制度のもとたらい回しにされる里子の数も増えていた。そこでこの法律の大きな特徴としての一つ目が「この法律はマルトリートメント（虐待とほぼ同義）をしている親から子どもたちを分離するのをさけるための「合理的な努力」をすることを求めた」（マイヤーズ 2011）ことである。さらに止むを得ず分離する場合も家族を再統合する合理的な努力が求められ、元の家族に戻る事が困難な子どもに対しては養子縁組を積極的に進め、養子縁組をする養親に対して経済的支援が行われるようになった。

そしてもう一つの特徴が「虐待対応に対する司法の監督の強化である」（原田 2008）。州に対して一つ一つのケースに対して分離を回避するための努力がなされたのか、また分離中の親子に対しては支援が適切になされているのかを審査を行うように義務付けた。フォスターケアに委託した場合、18ヶ月後には子どもの最終的な処遇を決定するためのヒア

リングも行うこととされた。こうして 1980 年代の子ども福祉のテーマは「家族保全」になった。

多くの家族を救ったこの法律は家族最優先の支援であり、子ども最優先の支援ではなかった。その結果、子どもの命が危険な場合にも家族維持を優先させ結果的に子どもを死なせてしまうケースが見られるようになった。また、18ヶ月という制限を設けながら18ヶ月後も短期的なフォスターケアの継続が可能であったため結果的に家族が再統合するまでの長い間を結局子供達は里子として過ごさなければならないというケースが増えてしまった。それらの問題を解決するために次に紹介する「1997 年養子縁組と安全な家族に関する法律」が成立することになる。

「1997 年養子縁組と安全な家族に関する法律」

この法律は上記に述べた通り「1980 年養子縁組及び子ども福祉法」の改正法として制定された。主な改正点は4つである。(以下原田 2008 より一部抜粋)

- (1) 家族維持・再統合の「合理的な努力」の除外規定が設けられた
- (2) 州は、親子分離から 12 ヶ月以内に、「永続的養育計画のヒアリング」を開き、家族を再統合するか、養子縁組をする前提として真剣を終了するか、後見人に委託するか、他の永続的養育をとるか、いずれかを決定しなければならないとされた。
- (3) 親権終了の申立が強制される場合が明示された。
- (4) 養子縁組をより推進しようとした。

(1)の除外規定としては自分の他の子供に対する暴力犯罪が行われた場合、親が子供を遺棄、拷問、常習的虐待、性的虐待などの悪質な状況に置いた場合である。(2)で 12 ヶ月を規定した理由は先にも述べたように前法律では継続的なフォスターケアが可能であったために起きてしまった里子のたらい回しを減らすこと、そしてケース処理の効率化を目指した。(3)の強制される場合とは過去 22 ヶ月中 15 ヶ月間フォスターケアに委託されている場合である。この期間を設けることにより「生みの親に対して与えられる改善までの時間は限定されている」ということを明らかにしようとした。(4)では再統合ができないケースに対して州は養子縁組を探す努力をしなければならなくなったこと、また州は多くの養子縁組を成立させることにより国からインセンティブを与えられることになった。

この法が導入されることによりそれまでの 1980 年からの過剰なまでの家族維持志向から一転し親子分離も厭わない子ども第一の効率的で合理的な虐待対応に変化したのである。

アメリカという国において、虐待が社会的に大きく注目されるようになった 1960 年代からは危険な親から子どもは分離させるべきだという考えが広まりすぎたその結果、多くの子供が里子として親から引き離されまともな支援を受けられないことが問題となり家族を維持するべく「1980 年養子縁組支援及び子ども福祉法」が制定された。しかし今度は逆に家族維持に固執しすぎた結果、子どもの安全が脅かされたり、多くのケースがなかなか解決せずワーカーを疲弊させてしまう結果となった。そしてまた「1997 年養子縁組と安全な家族に関する法律」によって家族分離への道へ進むことになる。つまりアメリカは虐待が起きてしまった家庭に対してのケアとして分離と統合を時代とともに رفتり来たり繰り返してきたのである。そして今、時代は新しい「予防」という手段を見せようとしている。

3.1.2 アメリカの虐待予防プログラム

今までの児童虐待に対する法や仕組みはすでに起きてしまったケースに対しての解決法であった。しかし虐待を受けてしまった子どもの多くはどんな支援を受けても、どんなに時間が経っても心に負った大きな傷が癒えることはない。そしてもっと問題なのは事実として毎年 1000 人以上の子供たちが虐待によって命を落としているという現実である。子どもが死んでからでは支援も何もない。であるとするならばそもそも虐待が起きてしまうことを予防することが大切なのである。本項ではアメリカにおいて現在行われている虐待予防に関する取り組みをいくつか取り上げたい。

「ビルディング・ストロング・ファミリーズ」

ミシガン州の小さな子供を育てる親の育児指導プログラムである。対象は「0 歳から 3 歳までの子どもをもつ、子育てに必要なリソースが少ない親」とされている。ミシガン州大学が公表したものによると対象者の 87%が女性であり、平均教育年数 11 年、1 ヶ月の収入が 1000 ドル以下の人が 67%である。つまり低学歴で低所得な女性が主な対象になっている。1 対 1 もしくはグループごとで子どもの行動に対してどのように対処すればいいかを担当者と一緒に考え話し合うことが主なサービスである。育児経験のない女性の育児にとっては人に相談すること、人と一緒に解決策を模索することで抱える悩みを外に吐き出すことができ、ポジティブな結果を生んでいる。

「ティーン・ペアレント・プログラム」

アメリカで 2003 年に、15 歳から 19 歳の女性のうち、出産した人の割合は、アメリカ全体で 1000 人あたり 42 人である（原田 2008）。一方、日本での 10 代妊娠率は厚生労働省の調べによるとほぼ 2000 人に 1 人の割合である。この通りアメリカという国は 10 代の妊娠率が非常に多い国であることがわかる。

10 代の親の多くは学校を中退して子どもを育てている。彼らの多くは親になるための精神的・物理的な準備が十分でない上に、学校中退による低学歴のため就業の機会が少ない。「子どもとの関わりにおいても社会生活においても大きなリスクを抱えることになるのである」（原田 2008）。そこで役立つのがこの支援プログラムである。このプログラムの支援方法としては施設入所型もあれば家庭訪問による育児指導など様々なスタイルがある。

一つ施設入所型の具体的な例を挙げる。ワシントン郡では住む所のない 10 代の親たちに共同生活の場を提供し、そこで支援をする「ファーザー・パトリック・ジャクソン・ハウス」を行なっている。ここに入居できるのは母親と子どものみで 2 年間という期限付きである。その間に少女たちは日常生活だけでなく親としての様々なスキルを身につけていく。同じ境遇の人間とともに過ごすことで親の孤立化を防ぐこともできる。

これらのアメリカでの予防のための取り組みは不安を抱える多くの親に対してよい結果を生んでいる一方、問題も存在する。共通する問題点として圧倒的に需要に対してサポートの供給が圧倒的に追いついていないということである。サービスを受けたいと思う親がサービスを受けることができるようになるまで待たなければいけない状況が続いているのは問題である。その間にも子育ては待ってくれない。早急に解決すべき問題であるといえ

よう。

3.2 日本の子ども保護

3.2.1 日本の法制度

「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」

1989年国連で採択された「児童の権利に関する条約」を日本では1994年に批准した。そのことがきっかけとなり日本での虐待に関する国家レベルでの対策が進んだ。その中でもその後の虐待対応に関して最も基礎となり、虐待の定義などを明記した法律が2000年に制定された「児童虐待の防止等に関する法律」である。

この法では、それまでも児童福祉法で定められていたが形骸化されてしまっていた罰則を伴わない通告義務や虐待が疑われている子どもの住む家への立ち入り調査などが盛り込まれ実行力が増すよう規定された。

本法律は2004年に1度目の改正がなされ、定義の見直しや、通告範囲の拡大（「児童虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」へ）が規定された。さらにはそれまで虐待対応は児童相談所の一極集中型だったが、2004年の改正により通告先に市町村が加えられ、援助の体制を児童相談所と市町村の二元体制に変わった。

2007年の2度目の改正では立ち入り調査の要請を拒否し続ける親に対して裁判所の判断で児童相談所が強制的に立ち入り調査ができるようにするなど、司法に対しての権限強化が図られた。

「児童福祉法」

もうひとつ、日本の児童虐待対応において重要なのがこの「児童福祉法」である。2章2節でも述べたように「児童福祉法」は当時の児童虐待防止法に代わる子ども福祉関連法であった。それが改正を重ね現行法として今も残っている。

もともと、「児童福祉法」は虐待被害者の子供限定に向けた法律ではなく、貧困や母子家庭など、恵まれない子ども達全てに向けられた法律である。しかし、虐待というのは前節まででも述べたように突発的に起こるものではない。社会的要因や、経済的要因、様々な要因が絡み合い発生するものであるため、この児童福祉法は実質虐待発生リスクの高い家庭に対して予防的に支援できる法律として、「児童虐待防止法」とともに日本における虐待対応には欠かせない法律であると言える。

2017年施行までの改正により、市区町村を実施主体として乳児家庭全戸訪問事業を法制度化した。生後4ヶ月までの乳児がいる全ての家庭を月に1度訪問し、状況を確認するとともに、親の不安や悩みを聞き、事態が悪化する前に適切なケアを提供しようという試みである。虐待支援において大きな課題である、支援対象者がプログラムに参加しないという問題に対応するべく、すべての親に対して社会の方から働きかけるという新しい試みでもある。さらには児童相談所や都道府県に対して里親支援や養子縁組支援をしなければならないことが追加され、そして18歳以上の者に対しての支援の継続や自立支援の規定がなされたことにより、より継続的に支援が可能になった。

2章3節でも述べたように日本の虐待支援は一本道を歩いてきた。立法に関しても1933年に成立した「児童虐待防止法」が一度は「児童福祉法」にとり変わったとはいえ大きな変化はなく基礎からの改正にとどまっている。しかし国全体の施策として大きな変化や歩みはないからといって、日本における虐待対応に進歩がないわけではない。民間の団体は新しい試みで児童虐待に苦しむ親子を一組でも減らそうと努力をしている。

3.2.2 民間による虐待支援

子どもの虐待防止センター（CCAP）

社会福祉法人子供の虐待防止センター（CCAP）は子どもの虐待を早期に発見し、虐待防止を援助するために設立された民間の団体である。児童虐待防止法が制定されるよりずっと前の1991年に設立された。

特徴として、電話をかけてくる約9割が母親であり、虐待の事実の通報というよりは子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場所として利用されている。さらには相談だけでなく様々なセミナーや研修を行い、悩める親を多角的に支援している。

オレンジリボン運動

オレンジリボン運動とは、特定非営利活動法人児童虐待防止全国ネットワークが行う「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民活動のことを指す。直接的な防止策を提案したり、具体的に活動を行うわけではないが、子ども虐待の認知度向上を図り、一人でも多くの人が虐待のない社会を作りたいと思えるよう働きかける運動である。リボン運動にはオレンジだけでなく、エイズに関する赤いリボンや乳がんの予防を呼びかけるピンクリボン、DVや暴力根絶を謳うパープルリボンなども存在する。

日本独自の主な虐待支援は以上のようなものが挙げられる。もちろん、子どもの虐待防止センターの他にも民間で電話を受け付けている団体や、子育てを支援する地域の取り組みがあることはここに述べておく。そしてもう一つ、日本独自でない取り組みも最近行われている。アメリカで考案されたコモンセンスペアレンティング（CSP）は「怒鳴らない子育て」の方法を様々な団体が講座を開いて親に指導するプログラムである。他にもカナダで考案されたノーバディーズパーフェクト（NP）は悩める親同士が相互に助け合いサポートをしたり、相談できる関係を築くことを目的としたプログラムである。

このように最近では少しずつではあるが、海外の様々なプログラムを活用しつつ虐待を「予防」という姿勢が日本でも広がっていることがうかがえる。

3.3 両国の子ども保護のあり方から

3.3.1 強制力のアメリカ、寄り添う日本

両国の法制度や各機関の虐待における役割を比較してみると大きく異なるのはその強制力の差である。まず、アメリカで注目すべきは通告法である。日本にも古くから通告法は法律として存在し、今も児童虐待防止法に規定されている。しかし日本の通告法には罰則義務はついていない。つまり、通告義務者が通告を怠ったとしても咎められることはない

のである。一方のアメリカは通告義務者に罰則を設けている。そこに大きな差異が生じている。ではどちらが良いのだろうか。罰則義務を設けるメリットとして考えられるのは第三者の監視の目が強くなるということ、それに伴い見逃される虐待事件が減るということである。一方でデメリットも考えられる。それは実際にアメリカで問題として浮上している、報告件数の爆発的増加である。その結果、本来虐待ではないにも関わらず親子が引き離されてしまったり、処理に時間がかかり重大な案件になかなか時間を割くことができず手遅れになるという悲しい事態も起きてしまっている。

総務省が実施したアンケートによると、児童福祉司一人に対する妥当な児童虐待の件数は十件未満であるのに対し、実際に担当している件数は三十件を超えているという日本の人手不足の現状と通告法のメリットデメリットを考慮すると、罰則付きの通告法を今導入すべきではないと私は考える。しかし今後、一人でも多くの苦しんでいる子どもたちを救うためには検討していかなければならない問題ではある。

そしてもう一つ、大きな違いが司法の介入具合の差である。アメリカでは初期の一時保護において親が拒否をした場合、裁判所の判断で強制的に親と子を分離させることができる。また、支援を行う中で親が積極的に更生プログラムに参加しようとしないう場合、裁判所の命令で強制することもできる。つまり、アメリカにおいてはケースの最初から最後まで司法は介入し続け、その権限で様々なことを強制することが可能でありスムーズかつ的確な支援が行えるように整備されているのである。一方で日本における司法介入のタイミングは、2節でも述べたように、立ち入り調査を拒否された場合に強制的に執行することができること、そして子供を施設に入所させるか否かの判断で、親が同意しない場合裁判所の判断で親の同意なく入所させることができるという点のみである。この日本の司法不介入の姿勢に関しては現在日本弁護士連合会が介入に向けて働きかけを始めている。しかし司法が介入する前に児童相談所の体制を整えなければならないことや、親のケアに対する強制ではそもそも児童相談所の指導に従わない親が裁判所の指導に従うのか、など解決しなければならない問題は山積みである。

個人的に、司法介入には賛成である。もちろんアメリカで司法を導入させることで問題が発生していないわけではない。裁判所の強制力と緻密なスケジュール管理体制は親子分離を加速させたと言われている。家族再統合に向けてかけられる時間が決まっている以上、その期限がきてしまえば分離をせざるを得ない。それに比べて日本の強制しないあり方は家族や個人に寄り添った支援であるとも言えるかもしれない。しかしそれでは今の児童福祉司の人手不足や加重労働の問題は解決されることはないだろう。どこかで線は引かなければならないのだ。そうすることによって親自身の危機感も増すかもしれない。1年以内に更生している姿を裁判所に認められなくては子どもは一生自分の元に帰ってこないという危機感が親を支援プログラムに向かわせるかもしれない。そういう可能性も含めて虐待支援に司法の介入は必要なのである。

3.3.2 里親制度と養子縁組

もうひとつ、子ども保護に関してアメリカと日本の間には大きな違いが存在する。それは両国の里親制度と養子縁組の考え方とそのあり方である。アメリカでは2章で述べたように1800年代から里親制度が広まりを見せ、1970年代までに里子の人数が膨れ上がるという

問題が発生していた。その歴史もあり1節にもあるように1980年には養子縁組を推進するようになった。一方日本ではケアとして里親よりも施設養護に偏っている。2005年のアメリカの子ども保護の現状は非親族の里親家庭が55%、親族家庭が19%、養子縁組家庭（候補）の試験養育が13%であり、家庭養育は87%を占めている。グループホームは4%、施設はたったの7%しかいない。一方の日本ではおよそ93%が施設養護を受けており、里親による養護を受けているのはたったの7%しかいない。（「虐待大国」アメリカの苦闘」より一部抜粋）この結果を見てもその差は一目瞭然である。この人数の子どもたちが里子になれるということとはつまりそれだけの人数が里親になるということである。

ではなぜそんなにもアメリカでは里親になろうとする人間が多いのか。理由について原田はこう述べている。『自分の手で子供を育ててみたい』というものである。不妊カップルや、実子の子育てが終わった世代の夫婦などが、こうした理由で里親になるという。彼らは預かった子供をそのまま養子縁組してもいいと考えている人が多い。アメリカでは里親から養子縁組というルートは、民間の養子縁組機関を通じた養子縁組よりも費用がかからない方法として広く知られている。また、養子縁組に対する社会的なスティグマが小さいので、里親になったり養子縁組をしたということを人々には隠さず、周囲もそれを受け入れる土壌がある。」つまり、アメリカという国では里親になること、そして血の繋がっていない親に引き取られ育てられることに対して抵抗や偏見がないのである。日本にはそれがあるように感じる。「かわいそうな子」「親と血が繋がっていない子」そんなスティグマがまだまだ存在する。それを払拭していくことは確かにたやすいことではない。日本には日本が歩んできた歴史がある。そして文化が存在する。移民で形成され多民族国家であるアメリカに倣うことは難しいかもしれない。しかし現実問題として今の日本の児童養護施設には限界がきていることも確かである。平成14年の厚生労働省の調べでは全国の児童養護施設の定員充足率は90%を超えている。ほぼ100%に達している箇所もある。飽和状態にある児童養護施設に毎年増え続ける虐待により親と引き離された子どもたちを入所させ続けることは不可能なのである。日本は新しいケアの方法を急速に充実させねばならない状況に置かれているのである。

そしてもう一つ、里親や養子縁組を進めるべき理由がある。それは子供たちの心の問題である。親から虐待を受け親と引き離されてしまった子供たちは目には見えない大きな傷を抱えることになる。そんな時必要なのは安定した対人関係なのである。「乳児期を施設で過ごした子どもが「次々に交代する名もなき養育者」に世話された場合に、特定の情緒的愛着を形成できず、発育上の問題を生じさせてしまう場合が多々ある。」と池谷は著書で述べている。施設という今までの閉ざされた家庭とは環境が大きく異なる場所で育てられることは子ども達にとって大きな精神的負担であることは間違いない。「安定した家庭」が子どもの健全な発育に必要な不可欠であることはまず間違い無いのである。ここにこそ養子縁組を推進すべき理由があるのである。しかし里親や養子縁組が必ずしも「安定した家庭」を子どもたちに提供できるわけでは無いことも事実である。里親による虐待は少なからず起きている。他にも一人の親が何人もの里子を預かっている場合、里子間で問題を起こすケースなども見られる。一度心に大きな傷を負い、親と愛着関係を形成できなかった子ども達にとってそれが施設であろうと新しい親であろうと大きなストレスを抱えることになりはしないのかも知れない。しかしアメリカのように里子として預かった子どもを養子縁

組で法的に引き取り養育する制度は長い時間をかけ、ゆっくりとストレスや不安を取り除き、関係を築いていくことが可能になる。子どもたちを「安定した家庭」の中で養育するために里親制度や養子縁組制度は大きな役割を果たすことは間違いない。

4 「安定した家庭」を求めて

4.1 家族再統合の実情と予防の必要性

日本においては2004年の児童虐待防止法の改正により、親子の再統合へ向けた積極的な取り組みを推進することが方向付けられた。しかし津崎・橋本らの調べでは虐待を理由に施設等へ預けられている子どものうち、家族再統合に向けて保護者への援助が行われているのは、2006年では8.9%に過ぎないことがわかった。ではなぜ推進されているにも関わらずこんなにも成果が見られないのだろうか。その要因として主にあげられるのは①圧倒的人手不足②児童相談所の矛盾する仕事内容による親との信頼関係崩壊の二つである。①に関しては3章3節でも述べたように児童福祉司に対する担当件数の多さが物語っている。次々やってくる多くのケースを一人で担当しなければならない現状で、保護を終えた後の子どもや親の援助を丁寧に一件ずつ行うことは不可能である。そして②に関しては3章2節で前述したように2007年の児童虐待防止法の改正により強制力を増した児童相談所が一度その強制的な権限を行使してしまうと親との関係を良好に保つのは難しい。歩み寄ってケアや援助を親に提案したところで一度壊れてしまった信頼関係は再構築することができず親が反発的な態度を取ってしまうのである。この問題は2章でも述べたように児童相談所に負担が一極集中してしまっていることから起こっているのである。今後は民間や地域が連携を取り合い児童相談所が全てを担うのではなく多角的で重層的な支援が必要なのである。

ではそもそもの問題として家族は再統合すべきなのだろうか。実の子どもを傷つけるような親の元に無理をして帰る必要なんてあるのだろうか。その問いに答える研究は度々なされている。3章3節でも少し触れたが、人が成長する過程で子ども時代に特定の情緒的愛着を形成することはとても重要なことである。そうすることで他者を信頼する心を形成し、対人関係を少しずつ形成していくのである。池谷は著書でゴールドシュティン博士らの言葉を引用し、「子供の正常な発達にとって重要なものは、継続的な情緒関係、継続的な環境の影響及び安定した外部関係である。大人にとっては外的状況の継続性が子どもに対するのと同じ役割を演じないため、大人の世界ではその重要性が過小評価される」「子どもから大人への道は単純ではなく、身体的・情緒的・知的・社会的・道徳的成長に伴って、内的な困難を生じることもまれではない。成長期の内的不安感が強いほど、子どもにとっては安定した継続的な外界の支持が必要となる。外界の変化が内的な不安定と同時に起こると、子供の成長は停滞し中断する」と述べている。つまり成長する過程で安定した家庭環境はとても重要なのである。子どもたちにとって初めて接する大人は親である。その親との安定した家庭環境の中で愛着関係を形成するのが子どもにとって最も良いことは明白

である。

では虐待を受けた子どもたちは親のことをどう思っているのか。原田が親権を終了された子どもたちの捉え方を調べたところ、ある程度年齢を重ねたティーンエイジャーの多くは仕方がないことだと受け入れることができるが、10歳未満の子どもたちの多くは親との別れを非常に辛いものとして感じ、泣き叫ぶ子も少なくないという。つまり、どんなに辛くあたられたとしても子どもにとって実親はかけがえのない存在なのである。もちろん、だからと言って無理やり親子を再統合させるのは間違っている、再度虐待が起きてしまえば取り返しのつかないことになりかねない。そういう状況であれば親権の終了は致し方なく、施設や養子縁組という選択肢を取るしかない。しかし、虐待を受けた小さな子供達の多くは再び実親と一緒に暮らすことを望んでいるのである⁵。

最悪の事態になってから修正しようとするから莫大な時間とお金と人員が必要になり、子どもも親もワーカーをも疲弊させてしまい、結果的に取り返しのつかない状況になってしまうのである。つまり、家庭の安定を保つためには問題が起きてから対処するのではなく危険を取り除く「予防」という視点が必要なのである。

3章1節で述べたように、アメリカは長い虐待対応の歴史の中から予防の必要性を見出し、着実に国として事後対応から予防に予算をかける方向性が示されつつある。しかし日本においては3章2節で述べたようにまだまだ事後対応に追われ、予防に関しての支援は充実していない。しかし子育て支援という形で子育てに対しての親の負担を軽減しようという取り組みは近年進んでいる。さらにアメリカやカナダの取り組みを少しずつ導入しようという試みも見られる。虐待を未然に防ぐことにより、子供が一番望む形である実の親と暮らすことを可能にすることこそ虐待支援には欠かせないことなのである。つまり、虐待支援にとって必要なことは家族再統合の考え方を定着させることではなく、家族が壊れてしまう前に家族を支えることなのである。とはいえ、壊れてしまう家族は必ずある。その時、家族を再統合することに固執せず、被害者の子どもにとって何が最も良い解決策なのかを考えなければならない。

4.2 「家庭」の多様性

では解決策とは何か。子供にとって大切なこととは何か。それは3章でも述べたように里親や養子縁組を含めた「安定した家庭」を新たに作るという選択肢の提示である。ではそもそも「家庭」とは一体何を指すのか。ブリタニカ国際大百科事典によると「家庭」とは家族、すなわち夫婦と子ども、場合によっては祖父母、孫などを含んだ親族が、住居を同じくし生活を共にする生活共同体のことを指す。家族や親族という言葉がそもそも血縁関係を元にしたものであるため現行の「家庭」の定義は血縁関係を元にしたものになっている。しかし家族の定義が血縁関係を元にするものであるとしても家庭という居住空間はもっとラフなものであるべきだと思う。現代に生きる私たちにとって生き方の選択肢はど

⁵東京都福祉保健局，2005，『児童虐待の実態Ⅱ』

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/index.files/hakusho2.pdf#search=%27東京と福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」2005%27>

らどんどん広がっている。籍を入れない事実婚カップルや同性カップル、いわゆる結婚、出産を選択しなかった人たちにとって他人と共に暮らす場は果たして「家庭」ではないのか。「家庭」とは本来安心できる帰る場所のことを指すのではないだろうか。そこに血縁関係など重要な問題ではないのだ。血縁関係に拘り、家族を狭い範囲でしか捉えないからストレスや不自由を感じるのである。自分にとって大切な場所、居心地のいい空間こそが「家庭」なのだ。

私たちが「家庭」というものをもっと広義に捉えられるようになれば虐待を受け、実親と切り離され家族と離れなければならないようになってしまった子どもたちにとって養子縁組という制度が今よりもっと救いになるのではないだろうか。「家族」を広義に捉え養子縁組が広がれば今よりケアの幅は広がり、一人一人にあったケアを提供することが可能になる。現状ではまだまだ養子であることに引け目を感じたり、白い目で見られることは少なくない。その理由は血の繋がりを重んじる文化に私たちは生きているからである。それは長い日本の歴史の中で根付いてきた文化であり、変えることは容易くはない上に変えてしまうことが本当に良いことなのかは正直わからない。アメリカのように過度な個人主義社会になってしまう危険性もはらんでいることを私たちは忘れてはならない。しかし今のままではいけないことも確かなことである。このまま大きな変化を恐れて何もしようとしなければ児童相談所は今よりもっと劣悪な労働環境に陥ることは明白であるし、貧困が広がっている現代社会では今後虐待件数も増え続けるだろう。安心して子どもを産める環境、不安なく子どもを育てられる環境、そして起きてしまった悲しい事実に対して最大限のケアを施すことができる環境を整えるためにはまず、我々の「家庭」という固定概念を払拭し、新しい形の「家庭」を許容する人々の意識が必要だろう。虐待に関して、法の整備や施設の整備は確かに重要である。しかし最も大切なことは虐待とは自分の身近な問題であり一人一人が当事者になりうるという意識、そしてそうならないために自分には何ができるのか、傷ついてしまった子どもに自分は何ができるのかを個人が身近な問題として捉えることだ。人の心を救えるのは法律でも制度でもなく人の心だけなのだ。

おわりに

以上、本論文ではアメリカと日本の児童虐待に関する歴史や取り組みを比較検討することで「家族再統合」の必要性、そして今後の子ども支援のあり方を考察してきた。その結果、いたって普通の環境に育った人間でも虐待加害者になりうること、それは子育てという正解のない問題に直面した時、人は大きな孤独感や不安を抱えることで発生してしまうことがわかった。つまり虐待を防ぐためには孤独や不安を抱えた親にアプローチしていくことが必要不可欠である。そしてもう一つ、子どもの成長にとって「家庭」が重要であることもわかった。傷つく子どもたちを一人でも多く救うために、血縁関係によらない「家庭」のあり方の模索、そしてそれを世間が許容する環境をこれから我々は作っていかねなければならない。

終わりに、本論文に残された課題を記しておく。今回、歴史や支援方法などに焦点を当

てて研究したために、当事者である親子の心理については先行研究の中からの引用にとどまり深く研究、考察をすることができなかつた。1章でも述べたように、虐待問題とは様々な問題が複雑に絡み合い引き起こされる。その中でもとりわけ親の心理状態は虐待を引き起こす大きな引き金となりうる。人の心を知ることは難しい。しかし虐待問題を考える上で当事者の心理を考えることは欠かすことができない。その当事者の心理研究を今度の課題として考えていきたい。

参考・引用文献一覧

- ・池谷和子, 2013,
『国際家族法研究会報告』「アメリカにおける児童虐待への法的対応」
- ・ウィリアム・J・ウィルソン (青木秀夫監訳), 1999,
『アメリカのアンダークラス: 本当に不利な立場に置かれた人々』明石書房
- ・ケネス・B・クラーク (今野敏彦訳), 1994,
『アメリカ黒人の叫び: ダーク・ゲットー』明石書房
- ・厚生労働省, 「児童虐待防止対策」, 『児童虐待に関する法律』
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html> (2017/12/18)
- ・厚生労働省, 「児童虐待防止対策」, 『児童虐待の定義と現状』
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodatev/about.html (2017/12/18)
- ・厚生労働省, 「児童虐待防止対策」, 『児童福祉法』
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/04.html> (2017/12/18)
- ・坂井聖二, 1994, 『児童虐待<危機介入編>』金剛出版
- ・社会福祉法人子どもの虐待防止センター, 「子どもの虐待防止センター」
<http://www.ccap.or.jp> (2017/12/18)
- ・高橋重宏他, 2001, 『子ども虐待 (新版)』有斐閣
- ・津崎哲郎, 橋本和明, 2008,
『最前線レポート 児童虐待はいま一連携システムの構築に向けて一』ミネルヴァ書房
- ・日本弁護士連合会, 2017 『児童虐待対応における司法関与に関する意見書』
https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2017/170120_2.html (2017/12/18)
- ・認定特定非営利活動法人 児童虐待防止全国ネットワーク
「オレンジリボン運動」
<http://www.orangeribbon.jp> (2017/12/18)
- ・花田裕子・永江誠治・山崎真紀子・大石和代, 2007, 「保健学研究」
『児童虐待の歴史的背景と定義』19.1-6
- ・原田綾子, 2008,
『「虐待大国」アメリカの苦闘-児童虐待防止への取り組みと家族福祉政策-』ミネルヴァ

書房

・ブリタニカ国際大百科事典

・Pelton, L, H, 1981,

” Child Abuse and Neglect: The Myth of Classlessness,” *The Social Context of Child Abuse and Neglect*, Human Services Press, pp. 34-34

・和田秀樹, 2001,

『虐待の心理学 我が子を愛せない親の精神病理』KK ベストセラーズ

